∀ 正 前

改 正 後

(前略)

第2条の2 本学における情報公開制度の実施に関しては、法務・コンプライアンス担当の副学長(以下「担当副学長」という。)が総括する。

(中略)

(開示請求書の写しの送付)

第6条 開示窓口において開示請求書を受理したときは、当該法人文書を管理する文書管理者(京都大学における法人文書の管理に関する規程(平成12年達示第12号)第12条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)に開示請求書の写しを送付するものとする。

(法人文書の提出)

第7条 文書管理者は、前条により開示請求書の写し の送付を受けたときは、当該法人文書に関し、第22 条の規定に基づき権限及び事務が部局の長(全学教 員部にあっては、総長が指名する理事。第22条に おいて同じ。)に専決されたものである場合を除き、 当該法人文書を<u>担当副学長</u>に提出しなければなら ない。

(中略)

(開示等の決定)

第9条 <u>担当副学長</u>は、第4条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に、法第5条から第8条までに定める法人文書の開示、不開示又は拒否の決定(以下「開示決定等」という。)を行うものとする。

(中略)

(開示等の決定通知)

- 第11条 <u>担当副学長</u>は、法人文書の開示の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。
- 第12条 <u>担当副学長</u>は、不開示又は拒否の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(期限の延長)

- 第13条 <u>担当副学長</u>は、法第10条第2項の規定に より開示決定等の期限を延長するときは、所定の様 式により、開示請求者に通知しなければならない。
- 第14条 <u>担当副学長</u>は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く 残りの部分について、開示決定等の期限を延長する ときは、所定の様式により、開示請求者に通知しな ければならない。

(事案の移送)

第15条 <u>担当副学長</u>は、法第12条第1項又は第13 条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等 第2条の2 本学における情報公開制度の実施に関しては、<u>総務担当の理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。) が総括する。

(開示請求書の写しの送付)

第6条 開示窓口において開示請求書を受理したときは、当該法人文書を管理する文書管理者(京都大学における法人文書の管理に関する規程(平成12年達示第12号)第11条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)に開示請求書の写しを送付するものとする。

(法人文書の提出)

第7条 文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該法人文書に関し、第22条の規定に基づき権限及び事務が部局の長(全学教員部にあっては、総長が指名する理事。第22条において同じ。)に専決されたものである場合を除き、当該法人文書を<u>担当理事</u>に提出しなければならない。

(開示等の決定)

第9条 <u>担当理事</u>は、第4条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に、法第5条から第8条までに定める法人文書の開示、不開示又は拒否の決定(以下「開示決定等」という。)を行うものとする。

(開示等の決定通知)

- 第11条 <u>担当理事</u>は、法人文書の開示の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。
- 第12条 <u>担当理事</u>は、不開示又は拒否の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(期限の延長)

- 第13条 <u>担当理事</u>は、法第10条第2項の規定により開示決定等の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。
- 第14条 <u>担当理事</u>は、法第11条の規定により開示 請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残 りの部分について、開示決定等の期限を延長すると きは、所定の様式により、開示請求者に通知しなけ ればならない。

(事案の移送)

第15条 <u>担当理事</u>は、法第12条第1項又は第13 条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。第24条において同じ。)又は行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第3条に規定する行政機関をいう。第24条において同じ。)の長に移送するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

- 第16条 法第14条第1項又は第2項の規定により、開示決定等をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、<u>担当副学長</u>は、事前に所定の様式により、当該第三者に通知するものとする。
- 2 法第14条第3項の開示決定をするときは、<u>担当</u> <u>副学長</u>は、開示決定の日と開示を実施する日との間 に2週間以上の期間を設けるとともに、開示決定後 直ちに、所定の様式により、当該第三者に通知しな ければならない。

(中略)

第19条 閲覧による開示の実施は、開示窓口において行うものとする。ただし、法人文書の量が多量であることその他特に必要と認める場合は、<u>担当副学長</u>は、当該法人文書を管理する部局等において開示を実施することができる。

(手数料)

第20条 開示請求者は、第3条の規定による請求を 行うに当たっては、総長が別に定める方法により開 示請求手数料を納付しなければならない。



(開示実施手数料の減免)

- 第21条 <u>担当副学長</u>は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて所定の申請書に必要な書面を添付して提出しなければならない。
- 3 前項の申出によるもののほか、<u>担当副学長</u>は、開 示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法 により一般に周知させることが適当であると認め るときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手 数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 担当副学長は、開示実施手数料の減額又は免除を

(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。第24条において同じ。)又は行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第3条に規定する行政機関をいう。第24条において同じ。)の長に移送するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

- 第16条 法第14条第1項又は第2項の規定により、開示決定等をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、<u>担当理事</u>は、事前に所定の様式により、当該第三者に通知するものとする。
- 2 法第14条第3項の開示決定をするときは、<u>担当</u> <u>理事</u>は、開示決定の日と開示を実施する日との間に 2週間以上の期間を設けるとともに、開示決定後直 ちに、所定の様式により、当該第三者に通知しなけ ればならない。
- 第19条 閲覧による開示の実施は、開示窓口において行うものとする。ただし、法人文書の量が多量であることその他特に必要と認める場合は、<u>担当理事</u>は、当該法人文書を管理する部局等において開示を実施することができる。

(手数料)

第20条 開示請求者は、第3条<u>第1項</u>の規定による 請求を行うに当たっては、総長が別に定める方法に より開示請求手数料を納付しなければならない。



(開示実施手数料の減免)

- 第21条 担当理事は、法人文書の開示を受ける者が 経済的困難により開示実施手数料を納付する資力 がないと認めるときは、開示請求1件につき 2,000円を限度として、開示実施手数料を減額 し、又は免除することができる。
- 2 (同 左)
- 3 前項の申出によるもののほか、<u>担当理事</u>は、開示 決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法に より一般に周知させることが適当であると認める ときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数 料を減額し、又は免除することができる。
- 4 担当理事は、開示実施手数料の減額又は免除を決

## 改 正 前

決定したときは、所定の様式により、申請者に通知 するものとする。

(権限及び事務の専決)

- 第22条 開示請求のあった法人文書が、部局に係る 次の各号に掲げるものであるときは、<u>担当副学長</u> は、第9条から第14条まで及び第16条に定める 権限及び事務について当該部局の長に専決させる。
  - (1) 教授会及び部局委員会の議事要録
  - (2) 教員の人事に関する情報
  - (3) 学生等の学修に関する情報
  - (4) 学生等に対する不利益処分に関する情報
  - (5) 学部又は研究科が独自に実施している入学者 選抜及び転入学に関する情報
  - (6) 部局が独自に組織として関与している団体又 は事業に関する情報

(審査請求に対する措置)

- 第23条 担当副学長は、法第18条第1項の規定による審査請求が行われ、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、審査請求人その他法第19条第2項各号に掲げる者(次項において「審査請求人等」という。)に通知しなければならない。
- 2 <u>担当副学長</u>は、審査請求に対する裁決をしたとき は、所定の様式により、審査請求人等に通知するも のとする。

(移送された事案の取扱い)

第24条 他の独立行政法人等又は行政機関から移 送された事案に係る開示手続については、第6条か ら前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

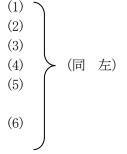
第25条 この規程に定めるもののほか、本学における情報公開制度の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。

## 改 正 後

定したときは、所定の様式により、申請者に通知するものとする。

(権限及び事務の専決)

第22条 開示請求のあった法人文書が、部局に係る 次の各号に掲げるものであるときは、<u>担当理事</u>は、 第9条から第14条まで及び第16条に定める権 限及び事務について当該部局の長に専決させる。



(審査請求に対する措置)

- 第23条 担当理事は、法第18条第1項の規定による審査請求が行われ、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、審査請求人その他法第19条第2項各号に掲げる者(次項において「審査請求人等」という。)に通知しなければならない。
- 2 <u>担当理事</u>は、審査請求に対する裁決をしたとき は、所定の様式により、審査請求人等に通知するも のとする。

(移送された事案の取扱い)

第24条 (同 左)

(法務・コンプライアンス担当の副学長の協力)

第24条の2 担当理事は、本学における情報公開制 度の実施に関し必要があると認めるときは、法務・ コンプライアンス担当の副学長に対して協力を求 めることができる。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、本学における情報公開制度の実施に関し必要な事項は、<u>担当理</u>事が定める。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。